

「第4波」非常事態宣言

～変異株の脅威から皆様を守るために～

（抜粋）

令和3年4月23日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

I 本県の変異株陽性率は「6.2%」、1週間で倍増。

本県の新規感染者数は、じわじわと増加傾向にあり、このところの急激な変異株陽性率の上昇からみて、関西圏のような「感染の急拡大」とこれに伴う「病床のひっ迫」が現実味を帯びています。

II 若者も、高齢者も、新型コロナの脅威から逃れられない。

＜若者＞

「倦怠感や脱力」、「睡眠障害」、「味覚障害」、「脱毛」といった後遺症に苦しむ例が国内外で多数報告

＜高齢者＞

新型コロナウイルスによる県内の「70代以上の高齢者の死亡率」は「13.8%」と、極めて高い水準

III 大型連休は「密」になる機会を徹底的に避け、慎重な行動を！！

IV 対策期間

4月26日（月）から5月11日（火）までを対策期間とします

※ 今後、必要があると判断した場合は、躊躇なく、追加的な措置を検討

「第4波」非常事態対策 (抜粋)

令和3年4月23日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

「新しい行動様式」の徹底

大前提として、『「基本的な感染防止対策」（マスク、手指衛生、三密回避、体調の管理）の徹底継続』を。
現在急増している変異株へも同じ対策で感染防止が可能です。

（1）昼夜を問わず、「飲食」「外出」「県をまたぐ移動」については、 慎重に判断

- ・飲食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話時はマスクを着用。家族やパートナーであっても警戒を。大人数を避けて。
- ・「県をまたぐ不要不急の移動」は控える。
- ・特に、「緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域（関西、関東、愛知県など）への不要不急の移動」は自粛・延期（ビジネスも同様）。

（2）大型連休の行事の感染防止対策を徹底

＜飲食・カラオケ＞

- ・友人同士、親戚同士の大勢の会食は自粛。
- ・「バーベキュー」は、室内を含め自粛。
- ・路上・公園などにおける集団での飲酒等の禁止。
- ・飛沫感染のリスクが高い「カラオケ」は、「マスク・カラオケ」を徹底。
これができない場合は自粛。

(参考) 以下は、以前、個別にお知らせ・情報発信した内容と同様です。

飲食店をはじめとして、感染防止対策を徹底

- 飲食店等に対し、営業時間の短縮を、特措法第24条第9項に基づき要請。

・ 対象業種 : ①飲食店 <ul style="list-style-type: none">・ 飲食店 (居酒屋含む)、喫茶店 等
②遊興施設等 <ul style="list-style-type: none">・ バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
・ 要請内容 : 営業時間の短縮 5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)
・ 対象エリア : 変異株や新規感染者の発生状況を勘案し、以下の9市 <ul style="list-style-type: none">岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、 土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、
・ 要請期間 : 4月26日(月)から5月11日(火)まで(16日間)
・ 協力金 : 一日あたり以下の金額とする。 1店舗あたり中小企業 : 2.5万円～7.5万円 大企業 : 1日あたりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円。中小企業も選択可)
※全期間時短を実施した場合のみ支払う。
※ただし、27日及び28日からの開始についても認める。 その場合の支給額は15日分ないしは14日分とする。

- 他の業種に対しても、営業時間の短縮等の協力を依頼。

- 対象業種及び要請内容

対象業種	要請内容
運動施設、遊技場	・ 営業時間の短縮 5時から20時まで
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	(酒類の提供は11時から19時まで)
集会場又は公会堂、展示場	・ 人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設 (食品衛生法の飲食店営業許可を受けない施設)	
1,000 m ² を超える物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く。)	・ 営業時間の短縮 5時から20時まで
1,000 m ² を超えるサービス業を営む店舗 (生活必需サービス業を除く。)	(酒類の提供は11時から19時まで)
・ 要請期間 : 4月26日(月)から5月11日(火)まで(16日間)	
・ 対象エリア : 飲食店等の対象エリアに同じ	